

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成29年5月23日（平成29年（行情）諮問第192号及び同第193号）

答申日：平成29年7月28日（平成29年度（行情）答申第167号及び同第168号）

事件名：民間海上輸送力活用事業推進委員会がその業務のために行政文書ファイル等につづった文書の一部開示決定に関する件
民間海上輸送力活用事業推進委員会がその業務のために行政文書ファイル等につづった文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「民間海上輸送力活用事業推進委員会がその業務のために行政文書ファイル等につづった文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の4文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、民間海上輸送力活用事業推進委員会の設置要綱、議事次第及び配席図を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

文書1 民間海上輸送力活用事業推進委員会（第1回）資料（表紙を除く。）

文書2 民間海上輸送力活用事業推進委員会（第2回）資料（表紙を除く。）

文書3 民間海上輸送力活用事業推進委員会（第3回）資料（表紙を除く。）

文書4 民間海上輸送力活用事業推進委員会（第4回）資料（表紙を除く。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月24日付け装官総第2234号及び同年4月24日付け装官総第5789号により防衛装備庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 他にも異なる電磁的記録があれば、その特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

キ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ク 他にも文書が存在するものと思われる。

テーマの重要性を鑑みると更に文書が存在するものと思料されるので、関係部署を探索の上、発見に努めるべきである。

(2) 意見書

総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件審査請求と同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・明示を行うべきである。

また処分庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、本件においても何ら支障は生じないはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として次の4文書を特定した。

ア 民間海上輸送力活用事業推進委員会（第1回）資料

イ 民間海上輸送力活用事業推進委員会（第2回）資料

ウ 民間海上輸送力活用事業推進委員会（第3回）資料

エ 民間海上輸送力活用事業推進委員会（第4回）資料

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、平成29年1月12日付け装官総第230号によりこれら4文書の表紙（以下「先行開示文書」という。）を全部開示し、同年2月24日付け装官総第2234号により、残余の部分（本件対象文書）について、法5条2号、5号又は6号に該当する部分を不開示とする原処分1を行い、さらに同年4月24日付け装官総第5789号により開示実施手数料の変更（原処分2）を行った。

(2) 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分及びその理由は別表のとおりであり、法2号、5号又は6号に規定する不開示情報に該当する。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める」が、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なる

いわゆるプレゼンテーション用ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式まで明示していない。

また、原処分において特定した電磁的記録以外に本件開示請求に該当する電磁的記録は保有していない。

- イ 異議申立人は、履歴情報の特定について「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報を特定するように求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』と処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- エ 異議申立人は、「紙媒体についても存在しないか、特定を求める」として、本件対象文書の紙媒体についても特定を求めるが、本件対象文書の保管は、パソコン内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っていることから、本件対象文書は電磁的記録のみで保有しており、紙媒体は保有していない。
- オ 異議申立人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべき」として開示実施手数料の見直しを求めるが、上記エのとおり紙媒体は保有していない。
- カ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき」として、一部に対する不開示決定の取消しを主張するが、本件に係る行政文書開示決定通知書と本件開示実施文書により不開示箇所を特定しており、また、上記(2)で記載したとおり、

本件対象文書中の不開示情報の有無を検討した上で、法5条2号、3号又は6号の不開示情報に該当しない部分については開示しているところであり、異議申立人の主張は当たらない。

キ 異議申立人は、「テーマの重要性を鑑みると更に文書が存在するものと思料されるので、関係部署を探索の上、発見に努めるべき」として、他にも文書が存在すると主張するが、該当する行政文書は、平成26年4月から平成28年1月まで4回にわたり開催された「民間海上輸送力活用事業推進委員会」における会議資料であり、他に該当する行政文書は存在しない。

2 補充理由説明書

(1) 理由説明書「(1) 経緯」の「法5条2号、5号又は6号」及び「(2) 不開示情報該当性について」の「法2号、5号又は6号」をそれぞれ「法5条2号、3号又は6号」に修正する。

(2) 理由説明書「(3) 異議申立人の主張について」の表題及び文中の「異議申立人」をそれぞれ「審査請求人」に修正する。

(3) 理由説明書「(3) 異議申立人の主張について」の文中の「本件異議申立て」を「本件審査請求」に修正する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ① 平成29年5月23日 | 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第192号及び同第193号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年6月16日 | 審議（同上） |
| ④ 同月23日 | 審査請求人から意見書を收受（同上） |
| ⑤ 同月27日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上） |
| ⑥ 同年7月7日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑦ 同月26日 | 平成29年（行情）諮問第192号及び同第193号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書4の4文書である。

審査請求人は、原処分取消し及び本件対象文書の紙媒体の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条2号イ、3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書は、民間海上輸送力活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）がその業務のために行政文書ファイル等につづった文書の全てであり、これに該当する文書として「民間海上輸送力活用事業推進委員会（第1回）資料」ほか3文書を特定した。

イ 本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、それぞれの表紙（先行開示文書）について開示決定を行った後、残余の部分（本件対象文書）について原処分により一部開示決定を行ったものである。

ウ 委員会は、民間船舶の活用事業の検討を行うため、平成26年3月26日に防衛大臣政務官を委員長として防衛省に設置され、同年4月から平成28年1月にかけて4回にわたり開催されたものであり、先行開示文書及び本件対象文書は、上記の4回の委員会においてそれぞれ使用された説明資料である。

エ 本件対象文書は、委員会の担当部署の担当者がプレゼンテーション用ソフトにより作成した文書（PDF形式以外の電磁的記録）であり、上記ウの委員会において紙媒体で配布されたものの、当該紙媒体は、委員会終了後に必要がなくなったため、担当者が手持ち用に作成していたものを含めて全て廃棄された。したがって、防衛装備庁において、電磁的記録を保有しているのみであり、本件対象文書の紙媒体は保有していない。

(2) 本件対象文書については、その作成目的及び保管方法を踏まえると、本件対象文書の紙媒体は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、防衛装備庁において本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められない。

(3) しかしながら、本件開示請求は、委員会の担当部署が委員会の開催に当たって作成又は取得し、行政文書ファイル等につづった全ての文書の開示を求めているものと解されるところ、先行開示文書及び本件対象文書は、委員会において使用された説明資料のみであり、その外にも委員会の設置に係る文書や説明資料以外の委員会で使用された文書、委員会の議事要旨等を保有していないか、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、委員会の設置要綱、議事次第及び配席図を保有しているが、議事要旨等議事を記録した文書は作成しておらず保有していないとのことであった。

したがって、防衛装備庁において、本件請求文書に該当する文書として、委員会の設置要綱、議事次第及び配席図を保有していると認められ

るので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示情報該当性について

(1) 防衛力整備に係る計画の検討等に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分及び番号3欄に掲げる不開示部分のうち文書2の2ページの不開示部分には、防衛力整備に係る防衛省・自衛隊の問題認識及びそれへの対応のための計画の検討等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の問題認識及び防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 自衛隊の行動及び運用に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分及び番号3欄に掲げる不開示部分のうち文書2の6ページの不開示部分には、自衛隊の行動及び運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、運用要領及び能力等が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 事業の積算単価等に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、事業の積算単価等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、今後の同種の契約の予定価格が推定されかねず、その結果として、入札の公正な競争が阻害され適正な価格での契約が困難となり、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条6号ロに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号イ、3号及び6号に該当するとして不開示とし

た各決定については、不開示とされた部分は、同条 3 号及び 6 号口に該当すると認められるので、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、防衛装備庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として委員会の設置要綱、議事次第及び配席図を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	2 ページの一部	自衛隊の防衛力整備に関する計画の検討に係る情報であり，防衛省・自衛隊の体制や防衛力の現状等が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じるとともに，今後の活動に支障を来すおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	5 ページの一部	防衛省・自衛隊の行動，運用に係る情報であって，当該情報を開示することにより自衛隊の現状，運用要領及び能力が推察され，任務遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 2	2 ページ及び 6 ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の行動，運用に係る情報であって，当該情報を開示することにより自衛隊の現状，運用要領及び能力が推察され，任務遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 2	8 ページ及び 14 ページのそれぞれ一部	事業の積算単価等に関する情報であり，これを公にすることにより事業の予定価格が推測され，防衛省・自衛隊が実施する契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 6 号に該当するとともに，これら積算単価は部外企業が試算したものであり，部外企業のノウハウ等（ヒアリング企業からのヒアリング事項を含む。）が含まれているため，部外企業の権利，競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあることから，同条 2 号イにも該当するため不開示とした。